

## 東浦町スポーツ協会等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町におけるスポーツ活動を通じた心身の健康づくりと交流促進等によるまちづくりに資することを目的とする東浦町スポーツ協会等補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる団体とする。

- (1) 東浦町スポーツ協会
- (2) 東浦町スポーツ少年団

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、スポーツ社会の促進、普及及び発展並びに健康増進等に関する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業
- (2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業
- (3) その他町長が適当でないとした事業

(補助金の使途)

第4条 補助金は、別表に掲げる経費に使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金を使用してはならない。

- (1) 団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費
- (2) 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか小さい方の額を限度として予算の範囲内において定める額とする。

- (1) 東浦町スポーツ協会にあつては2,278,000円、東浦町スポーツ少年団にあつては団数に15,000円を乗じて得た額。
- (2) 交付対象事業費（前条に規定する使途に用いた経費をいう。）からその事業収入等を控除した実支出額に2分の1を乗じて得た額

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 27 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

(1) 報償費	審判謝金、講師等への謝礼
(2) 旅費	交通費、通行料金等
(3) 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
(4) 役務費	通信運搬費、保険料等
(5) 使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
(6) 備品購入費	器具、機材等の購入費
(7) その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの